

# 地方消費税引き上げ分における使途の明確化について

## 【令和4年度予算ベース】

令和元年10月1日より消費税（国・地方）が8%から10%へ引き上げられました。その趣旨は、地方の社会保障の充実や地方財政の健全化に寄与するものであり、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和4年度佐井村一般会計予算における社会保障関連施策経費への充当状況については、下記のとおりとなります。

### 【歳入】

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 24,219 千円

### 【歳出】

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 314,185 千円

(単位：千円)

事業名		令和4年度 予算額	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県)支出 金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会 福祉	障害福祉事業	89,778	64,821			3,463	21,494
	高齢者福祉事業	36,987			129	5,110	31,748
	児童福祉事業	69,116	13,823		33,503	3,028	18,762
	母子福祉事業	5,079	940			581	3,558
	小 計	200,960	79,584	0	33,632	12,182	75,562
社会 保険	国民健康保険特別会計繰出金	27,737	13,659			1,962	12,116
	介護保険特別会計繰出金	49,446	3,783			6,321	39,342
	後期高齢者医療特別会計繰出金	10,989	7,555			484	2,950
	小 計	88,172	24,997	0	0	8,767	54,408
保健 衛生	疾病予防対策事業	14,944	1,028		220	1,914	11,782
	健康増進対策事業	10,109	322			1,356	8,431
	小 計	25,053	1,350	0	220	3,270	20,213
合 計		314,185	105,931	0	33,852	24,219	150,183

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。